



和 職 第 101 号
令和6年11月 1日

和光市議会議長 安保 友博 様

和光市長 柴崎 光子

専決処分の不承認に伴う措置について (回答)

平素は、市政各般にわたりご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和6年9月24日付け和議第59号「専決処分の不承認に伴う措置について」に
対し、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 専決処分の不承認に対する措置についての報告を定例会に提出することについて

【回答】

専決処分の不承認に対する措置については、地方自治法第179条第4項において「速やかに」、「議会に報告」することが要求されていますが、専決処分の承認を求める報告や継続費及び繰越明許費の報告とは異なり、「次の会議において」という限定はなく、報告の具体的な方法は定められていません。

そこで、市としては、今回の不承認に対する措置として、市民に対して専決処分の考え方や経緯について説明することを選択し、改正条例案等を提出する予定がなく、次の会議までに報告を待つ理由がなかったため、速やかに議会に対して報告すべきと判断して令和6年7月8日付けで議長報告の方法により議会に報告することといたしました。この点につきましては、議長報告の通知文書においても、不承認に伴う措置の報告である旨を付記しております。

以上のとおり、市としては、議長報告の方法により議会への報告を行っておりますので、改めて報告を定例会に提出することは考えておりません。

- 2 定例会に提出する報告に、①この専決処分に対して議会から不承認の議決をされたことを重く受け止めている旨、および、②今後、条例の制定については、法令を遵守し、適正な市政運営に努める旨を明記することについて

【回答】

前記1で回答させていただいたとおり、市としては、改めて報告を提出することとは考えておりません。

もつとも、市としては今回の不承認の結果を大変重く受け止めております。また、今後も条例の制定においては法令を遵守するとともに、適正な市政運営に努めてまいります。

3 付言事項について

【回答】

専決処分については、地方自治法第179条第1項において「普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。」とされています。

今回の専決処分につきましては、令和6年2月22日に3月定例会が開会されたものの、同年2月29日の時点において議案を上程することもできない状況であったことなどから、「議会において議決すべき事件を議決しないとき」に該当すると判断し、議案第37号の件を含む2件の条例案及び1件の補正予算案について専決処分を行ったものであり、法令に違反するものではなく、議会を軽視したものでもないと考えております。